

広島地方最低賃金審議会
 第3回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
 議事要旨

開催日時	令和3年10月29日（金）9時56分～11時42分		
開始場所	広島合同庁舎2号館7階 第4号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長から労働者側委員および使用者側委員に、最低賃金の改正について意見表明が求められ、労働者側委員は前回と変わらず29円の引上げ、使用者側委員は20円引上げの意見を表明した。</p> <p>その後、公益委員が労使各側と個別に協議を重ねたが合意に至らなかったことから、公益委員より、現行の特定最低賃金額915円を23円引き上げて938円とする公益案が提示され、採決の結果、全会一致で公益案どおり結審となった。</p> <p>発効日は12月31日とすること及び11月1日に開催予定の第538回本審で部会長報告を行うことが了承された。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の開催予定</p> <p>第538回本審 11月1日（月）午前9時30分～ （異議申出があった場合）</p> <p>第539回本審 11月17日（水）午前中</p>			